

第9回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

事業報告

- ・ 主要な事業所等
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2018年3月1日～2019年2月28日)

株式会社ロコンド

第9回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.locondo.co.jp/ir>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

事業報告

企業集団の現況

主要な事業所等（2019年2月28日現在）

① 当社

本 社	東京都渋谷区元代々木町30番13号
ロ コ ポ ー ト	千葉県八千代市

② 子会社

Misuzu & Co.株式会社	本社（東京都渋谷区）、物流倉庫（千葉県野田市）
------------------	-------------------------

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

	第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2012年8月17日	2013年9月27日
新 株 予 約 権 の 数	540個	300個
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 21,600株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 11,680円 (1株当たり 292円)	新株予約権1個当たり 17,515円 (1株当たり 438円)
権 利 行 使 期 間	2014年8月29日から 2022年6月28日まで	2015年10月31日から 2023年8月30日まで
行 使 の 条 件	(注) 1、2、3	(注) 1、2、3
役 員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)
	新株予約権の数 540個 目的となる株式数 21,600株 保有者数 2名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2名

		第 3 回新株予約権	第 5 回新株予約権
発 行 決 議 日		2014年11月4日	2015年11月25日
新 株 予 約 権 の 数		1,370個	6,865個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 54,800株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 274,600株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)
権 利 行 使 期 間		2016年11月20日から 2024年9月19日まで	2015年11月28日から 2025年9月27日まで
行 使 の 条 件		(注) 1、2、3	(注) 1、2、3、4、5、 6、7、8
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 1,370個 目的となる株式数 54,800株 保有者数 3名	新株予約権の数 6,865個 目的となる株式数 274,600株 保有者数 3名

		第 8 回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年3月13日
新 株 予 約 権 の 数		2,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 260,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり731円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 111,300円 (1株当たり 1,113円)
権 利 行 使 期 間		2019年6月1日から 2028年5月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 9
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 2,600個 目的となる株式数 260,000株 保有者数 3名

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2. 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社又は当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権を行使することはできない。
5. 法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権を行使することはできない。
6. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
7. 2015年11月25日取締役会発行決議で付与している新株予約権は、2015年11月28日以降2025年11月27日までに終了するいずれかの事業年度において、当社の計算書類に記載された同事業年度の損益計算書における営業利益の額が50,000,000円を超えた場合に限り行使可能となる。
8. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
9. ① 新株予約権者は、行使期間における直前事業年度の有価証券報告書の事業の状況に記載された商品取扱高（返品後）が30,000百万円を超過し、損益計算書の営業利益が3,000百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。（なお、当社が連結損益計算書を作成している場合には商品取扱高は連結商品取扱高によるものとし、営業利益は連結損益計算書における営業利益によるものとする。）
 - ② 上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき商品取扱高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

10. 2012年8月17日及び2013年9月27日取締役会発行決議で付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。
11. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、第1回、第2回、第3回及び第5回新株予約権について、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第8回新株予約権
発行決議日		2018年3月13日
新株予約権の数		1,380個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 138,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり731円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 111,300円 (1株当たり 1,113円)
権利行使期間		2019年6月1日から 2028年5月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,380個 目的となる株式数 138,000株 交付者数 54名

- (注) 1. 新株予約権者は、行使期間における直前事業年度の有価証券報告書の事業の状況に記載された商品取扱高(返品後)が30,000百万円を超過し、損益計算書の営業利益が3,000百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。(なお、当社が連結損益計算書を作成している場合には商品取扱高は連結商品取扱高によるものとし、営業利益は連結損益計算書における営業利益によるものとする。)
2. 上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき商品取扱高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等の状況

	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2015年 2 月27日
新 株 予 約 権 の 数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株 (新株予約権 1 個につき 40株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 20,000円 (1 株当たり 500円)
権 利 行 使 期 間	当社がいずれかの金融商品取引所に上場した日から3か月を経過した日から2024年12月27日まで
行 使 の 条 件	当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる
付 与 対 象 者	野村證券株式会社

(注) 2018年 3 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として2017年5月に「内部統制システム構築の基本方針」を決議しておりますが、2019年4月の取締役会にて以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
- (b) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
- (c) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- (d) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、監督を行うほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行を監査する。
- (e) 反社会的勢力の排除を基本方針に掲げ、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関との連携を図る。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威とないうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
 - (b) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- e. 当社グループの業務の適正性を確保するための体制
 - (a) 関係会社管理規程に基づき、重要な子会社の重要な決議事項は、事前に当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。重要な子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。
 - (b) 子会社の事業活動に係るリスク管理については、当社のリスク管理規程を準用し、対応する。
 - (c) 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、使用人を構成員に含めることとし、当社グループ内の情報伝達を円滑にすると共に、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保する。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。
 - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- g. 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員又は監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告する。
 - (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。

(c) 取締役及び使用人は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査部門等の使用人に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。これを内部通報制度として明文化すると共に、社内への浸透を図る。

- h. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当社は監査等委員会の職務に必要なないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理します。

- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業活動を通じ企業価値の継続的な向上を実現するために機動的な経営判断が重要であり、また一方で経営の健全性と透明性を維持する体制の構築も重要と認識し監査等委員会を設置しております。業務執行に係る意思決定の迅速化を図りつつ、監査等委員会による業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営の実現を図っております。

取締役会の構成は、業務執行取締役3名と監査等委員である取締役3名(全て社外取締役)の体制であり、取締役会に占める業務執行取締役はその過半数に達しておらず、監視・監督機能の強化が図られております。

内部監査につきましては、監査、報告の独立性を確保したうえで、代表取締役により指名された管理部管理職(1名)が内部監査担当者を兼務しており、また、管理部の監査につきましては、管理部以外の部門の管理職が担当しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務活動が、法令、定款及び諸規定に基づき適切かつ合理的に遂行され、経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているかを確認し、監査結果について代表取締役に報告するとともに、業務改善・能率向上のために必要な助言・勧告をしております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員3名の体制で、3名とも社外取締役であります。監査等委員会は重要会議の出席、代表取締役・取締役(監査等委員であるものを除く)・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員会委員長と内部補助者及び内部監査との連携を図る事により、監査役会設置会社と同等の監査の実効性を確保しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2018年 3 月 1 日から)
(2019年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,103,014	1,881,297	473,843	△391	3,457,763
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	50,421	50,421			100,842
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△464,405		△464,405
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	50,421	50,421	△464,405	－	△363,563
当連結会計年度末残高	1,153,436	1,931,718	9,437	△391	3,094,200

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	996	3,458,760
当連結会計年度変動額		
新 株 の 発 行	△310	100,532
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失		△464,405
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	2,894	2,894
当連結会計年度変動額合計	2,584	△360,978
当連結会計年度末残高	3,581	3,097,781

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 Misuzu & Co.株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・商品 総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～18年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

③ 重要な引当金の計上基準

ポイント引当金

当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生年度に一括償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産

現金及び預金	22,500千円
計	22,500千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 78,942千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	11,054,760株
------	-------------

- (2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	488,480株
------	----------

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については銀行借入金によっております。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	2,741,568千円	2,741,568千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	632,675	632,675	－
(3) 電 子 記 録 債 権	228,271	228,271	－
(4) 敷 金 及 び 保 証 金	254,654	255,216	562
資 産 計	3,857,170	3,857,732	562
(1) 支払手形及び買掛金	152,389	152,389	－
(2) 受 託 販 売 預 り 金	481,965	481,965	－
(3) 短 期 借 入 金	1,000,000	1,000,000	－
(4) 未 払 金	478,811	478,811	－
(5) 未 払 法 人 税 等	3,988	3,988	－
負 債 計	2,117,155	2,117,155	－

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切なレートで割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 受託販売預り金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、
- (5) 未払法人税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	236,184千円
敷金及び保証金	6,961千円

- (注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。
2. 敷金及び保証金の一部については、返還時期が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 敷金及び保証金」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 279円91銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 42円41銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式の取得

①企業結合の概要

イ.被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社モバコレ

事業の内容：通信販売業

ロ. 企業結合を行った理由

株式会社モバコレは、主に20代の女性向けファッション商品を取り扱うショッピングサイト「モバコレ」を運営しております。

当社は、「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる、靴とファッションのECサイト「LOCONDO.jp」を軸とする「EC事業」、「EC事業」で構築したIT・物流インフラ等を共有・活用した「プラットフォーム事業」、「EC事業」及び「プラットフォーム事業」のサービス活用し、自社でブランド運営を行う「ブランド事業」を展開しております。

当社のECサイト「LOCONDO.jp」におけるメインユーザーは30代・40代の女性であり、当社が株式会社モバコレの株式を取得することにより、当社がこれまで訴求できていなかったユーザー層への当社サービス訴求が期待でき、また、株式会社モバコレは当社が提供するプラットフォームサービスを活用することにより、より効率的な事業運営を行うことができ、それぞれの企業価値向上を図ることができると考えております。

ハ.企業結合日

2019年3月29日

ニ.企業結合の法的形式

株式取得

ホ.企業結合後の名称

変更はありません。

ヘ.取得した議決権比率

100%

ト.取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

②被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	488,000千円
取得の原価		488,000千円

③主要な取得関連費用の内容及び金額

デュー・デリジェンスに対する報酬等 4,006千円

④発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

- ⑤企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、役員報酬として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年5月30日開催予定の第9回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議いたします。

①本制度の導入の目的等

ア．本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、当社株式を職務執行開始当初から直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

イ．本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。なお、2017年5月26日開催の第7回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の総額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度にかかる報酬枠を現在の報酬枠とは別枠で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

②本制度の概要

本制度は、株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、譲渡制限期間を10年間で設定することとします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額700百万円以内とします。各対象取締役への支給は2019年12月末日までの期間で1回のみとし、その時期及び配分については取締役会において決定します。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年350,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

今回の対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度は毎年、支給するものではなく、2019年12月末日までの1回のみでの付与を条件としております（来年以降は一

度、取り下げて、再度、取締役に対して支給する場合は再度、株主総会において付議致します）。また、譲渡制限期間は10年であり、譲渡制限期間内に任期満了等の正当な事由により退任等をした場合に解除される株式数は、払込期日を含む月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月（以下「在任月数」という）に応じて、以下に定める算定式により得られる数としております。

イ. 在任月数が60ヶ月以下の場合

本株式数×在任月数／240

ロ. 在任月数が60ヶ月超の場合

本株式数×25%＋本株式数×（在任月数－60）／80

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2018年 3 月 1 日から)
(2019年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,103,014	1,003,014	878,282	473,843	△391	3,457,763
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	50,421	50,421				100,842
当 期 純 損 失				△399,183		△399,183
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	50,421	50,421	－	△399,183	－	△298,341
当 期 末 残 高	1,153,436	1,053,436	878,282	74,659	△391	3,159,422

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	996	3,458,760
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	△310	100,532
当 期 純 損 失		△399,183
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,894	2,894
当期変動額合計	2,584	△295,756
当 期 末 残 高	3,581	3,163,003

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～18年

工具、器具及び備品 3年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

ポイント引当金

将来のポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	22,500千円
計	22,500千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,200,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	200,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

78,942千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	202,274千円
短期金銭債務	14,882千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 69,258千円

営業取引以外の取引高 1,531千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 380株

5. 税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ポイント引当金 13,792千円

たな卸資産評価損 25,797千円

繰越欠損金 1,064,760千円

その他 48,213千円

繰延税金資産 1,152,564千円

評価性引当額 △1,152,564千円

繰延税金資産の純額 —

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	Misuzu & Co. 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	子会社商品の販 売 役員の兼任	資金の貸付	180,000	短期貸付金	180,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税が含まれておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間6ヶ月、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役 員	田 中 裕 輔	被所有 直接 4.5%	当社代表取締役	新株予約権 の権利行使	87,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2014年11月4日及び2015年11月25日開催の臨時株主総会に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
2. 取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 285円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 36円46銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式の取得

①企業結合の概要

イ.被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社モバコレ

事業の内容：通信販売業

ロ. 企業結合を行った理由

株式会社モバコレは、主に20代の女性向けファッション商品を取り扱うショッピングサイト「モバコレ」を運営しております。

当社は、「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる、靴とファッションのECサイト「LOCONDO.jp」を軸とする「EC事業」、「EC事業」で構築したIT・物流インフラ等を共有・活用した「プラットフォーム事業」、「EC事業」及び「プラットフォーム事業」のサービス活用し、自社でブランド運営を行う「ブランド事業」を展開しております。

当社のECサイト「LOCONDO.jp」におけるメインユーザーは30代・40代の女性であり、当社が株式会社モバコレの株式を取得することにより、当社がこれまで訴求できていなかったユーザー層への当社サービス訴求が期待でき、また、株式会社モバコレは当社が提供するプラットフォームサービスを活用することにより、より効率的な事業運営を行うことができ、それぞれの企業価値向上を図ることができると考えております。

ハ.企業結合日

2019年3月29日

ニ.企業結合の法的形式

株式取得

ホ.企業結合後の名称

変更はありません。

ヘ.取得した議決権比率

100%

ト.取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

②被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	488,000千円
取得の原価		488,000千円

③主要な取得関連費用の内容及び金額

デュー・デリジェンスに対する報酬等 4,006千円

④発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

⑤企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(2) 吸収合併

①吸収合併の目的

当社は、2019年3月29日にモバコレの全株式を取得し完全子会社化したことにより、モバコレの運営するショッピングサイト「モバコレ」の効果により売上高及び会員数が増加する見込みであります、「モバコレ」を当社が運営するECサイト「LOCONDO.jp」へ統合することで、「モバコレ」会員のアクティブ率向上を図ってまいります。

②吸収合併の日程

イ.取締役会決議日 2019年4月19日

ロ.契約締結日 2019年4月19日

ハ.実施予定日（効力発生日） 2019年6月1日（予定）

なお、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、株式会社モバコレにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、それぞれ

合併承認株主総会は開催いたしません。

③吸収合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社モバコレは解散いたします。

④吸収合併に係る割当ての内容

完全子会社の吸収合併のため、本合併による株式その他の金銭等の割り当てはありません。

⑤吸収合併の当事会社の概要

	(存続会社) 株式会社ロコンド 2019年2月期	(消滅会社) 株式会社モバコレ 2018年12月期
純 資 産	3,097百万円	152百万円
総 資 産	5,503百万円	657百万円
1株当たり純資産	279.91円	19,060.58円
売 上 高	6,711百万円	2,248百万円
営 業 利 益	△980百万円	△46百万円
経 常 利 益	△862百万円	△46百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△464百万円	△44百万円
1株当たり当期純利益	△42.41円	△5,528.96円

(注) 株式会社ロコンドは連結、株式会社モバコレは単体の財政状態及び経営成績であります。

⑥実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

(3) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、役員報酬として譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年5月30日開催予定の第9回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議いたします。

①本制度の導入の目的等

ア. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、当社株式を職務執行開始当初から直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

イ. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。なお、2017年5月26日開催の第7回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の総額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度にかかる報酬枠を現在の報酬枠とは別枠で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

②本制度の概要

本制度は、株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、譲渡制限期間を10年間で設定することとします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額700百万円以内とします。各対象取締役への支給は2019年12月末日までの期間で1回のみとし、その時期及び配分については取締役会において決定します。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年350,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

今回の対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度は毎年、支給するものではなく、2019年12月末日までの1回をみの付与を条件としております（来年で降は一度、取り下げて、再度、取締役に対して支給する場合は再度、株主総会において付議致します）。また、譲渡制限期間は10年であり、譲渡制限期間内に任期満了等の正当な事由により退任等をした場合に解除される株式数は、払込期日を含む月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月（以下「在任月数」という）に応じて、以下に定める算定式により得られる数としております。

イ. 在任月数が60ヶ月以下の場合

本株式数×在任月数／240

ロ. 在任月数が60ヶ月超の場合

本株式数×25%＋本株式数×（在任月数－60）／80

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本

割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。